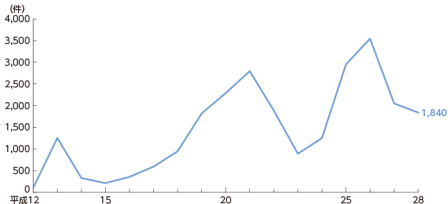


4-5-1-1 不正アクセス行為 認知件数の推移

(平成12年～28年)



- 注 1 警察庁生活安全局、総務省情報流通行政局及び経済産業省商務情報政策局の資料による。
- 2 認知件数は、不正アクセス被害の届出を受理した場合のほか、余罪として新たな不正アクセス行為の事実を確認した場合、報道を踏まえて事業者等に不正アクセス行為の事実を確認した場合、その他関係資料により不正アクセス行為の事実を確認することができた場合において、被疑者が行った構成要件に該当する行為の数である。
- 3 平成12年は、不正アクセス禁止法の施行日である同年2月13日以降の件数である。